

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定（球磨川工事部門）の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年2月2日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所長 宗 琢万
熊本県八代市萩原町1丁目708-2

3. 基本協定の概要等

「公告」1. (1)～(5)のとおりとする。

4. 参加資格要件

「公告」2. (1)～(6)のとおりとする。

5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、希望する対象区間及び、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

① 提出期間：公示日から令和6年2月19日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出先：国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 工務第一課 世良
メールアドレス：sera-t8910@mlit.go.jp

電話：0965-32-7442（直通）

③ 提出方法：メールにPDF ファイルを添付し提出すること。一通のメールに添付するファイル容量は20MB未満とすることとし、提出後、電話で着信確認を行うこと。

(2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

① 希望する区間（出張所管内名）を必ず記入すること。

(3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年3月8日（金）までに書面にてメールにより通知する。

6. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

① 提出期限：令和6年3月15日（金）17時00分。

② 提出場所：上記5. (1) ②に同じ。

③ 提出方法：上記5. (1) ③に同じ

(2) 当職は、説明を求められたときは、令和6年3月22日（金）までに説明を求めた者に対し、書面にてメールにより回答する。

7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	① 経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2) 工事実施体制 [様式-2] [様式-3]	① 様式は [様式-2] 及び [様式-3] とする。 ② 堤防の決壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 ③ 保有資機材については、公告日時点において自社保有の物とする。
(3) 施工実績 (過去5ヶ年度+当該年度における八代河川国道事務所発注工事) [様式-4]	② 様式は [様式-4] とする。 ③ 対象となる工事は、平成30年度以降に完成した八代河川国道事務所発注の土木関係工事（一般土木工事及び維持修繕工事）を最大3件記載する。但し、堤防除草工事は対象としない。 ③ 単体会社であっても、過去JV構成員として工事実績がある場合は、出資比率が20%以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事実績も対象とする。
(4) 災害時応急対策工事等の協定締結の実績 [様式-5]	① 様式は [様式-5] とする。 ② 対象となる協定は、本技術資料等説明資料3. (2)と同様に河川における災害時の応急対策工事に関する協定とし、令和2年度以降に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村とする。 ③ なお、河川における災害時の応急対策工事に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。但し、協定又は覚書等により、あらかじめ災害時に工事実施について締結していない災害復旧又は緊急復旧の工事のみは対象としない。 ④ 経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ⑤ 実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。
(5) 洪水時河川巡視の活動実績 [様式-6]	① 様式は [様式-6] とする。 ② 対象は、降雨に伴い河川水位が上昇した場合などにおいて、河川区域を実施した河川巡視とし、令和2年4月以降に活動したものと ③ 記載に当たっては、河川巡視業務を元請けしているか下請けかについて、「契約形態」の欄に記載すること。 ④ 経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ⑤ 実績がある場合は、契約書等の写しを添付すること。

8. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	ウェイト	ヒアリング*
工事实施体制	■工事实施体制 (様式-2・3より評価) 様式-2・3の内容及び資機材保有状況、安全管理等の内容について確認が必要な場合はヒアリングを実施する。	15	○
	■保有技術者(国家資格等の人数) ・土木施工管理技士(一級・二級) ・建設機械施工技士(一級・二級)	15	
施工実績	■施工実績 (様式-4により評価) ・平成30年度以降に完成した八代河川国道事務所発注の施工実績(一般土木工事及び維持修繕工事)	10	
	■工事成績の評価 ・九州地方整備局発注の直近4ヶ年度(令和元年度～令和4年度)に完成した土木関係工事の平均点	10	
	■工事成績の評価(65点未満) ・九州地方整備局発注の過去1年間+当該年度の土木関係工事で65点未満の工事の有無 (単体、JV両方の工事成績も評価に反映する)	(減点)	
工事の安全確保	■表彰 ・直近2ヶ年度(令和4年度(令和3年度完成工事)～令和5年度(令和4年度完成工事))において、企業が元請けとして九州地方整備局(対象部局)から表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状を受けた実績。 ※記載した表彰、認定又は感謝状について、表彰状、認定書又は感謝状の写しを添付すること。	10	
	■安全管理の状況 (・過去1年間の死亡事故等の状況)	(減点)	
防災業務の実績	■災害時応急対策工事等の協定締結の実績 (様式-5により評価) ・河川における令和2年度以降の協定等締結の実績	10	
洪水時河川巡視の活動実績	■洪水時河川巡視の活動実績 (様式-6により評価) ・令和2年4月以降の洪水時河川巡視の実績	10	

--	--	--	--

※ 評価の合計点が同点の場合は、工事成績順（過去2ヶ年度及び当該年度の平均）に順位付けする。

工事成績も同点である場合は、くじ引きで決定する。

9. ヒアリング（内容確認が必要な場合）

- ①日時：令和6年2月21日（水）から令和6年3月1日（金）までの間を予定している。
- ②方法：電話により行う。
- ③内容：堤防の決壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定して作成された「工事実施体制（様式-2・3）」の内容及び資機材調達方法、安全管理等について、内容確認が必要な場合においてヒアリングを実施する。
- ④対象者：ヒアリング対象者は「工事実施体制（様式-2）」の災害対策責任者、又は、災害対策副責任者とし、必ず本人が対応するものとする。

10. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ①提出期間：公示日から令和6年2月8日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ②提出場所：上記5.（1）②に同じ。
- ④ 提出方法：上記5.（1）③に同じ。

(2) (1) の質問に対する回答は、書面によりメールにて令和6年2月14日（水）までに行う。

11. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出及び上記9. ヒアリングに基づき評価・決定する。その結果は、令和6年3月8日（金）までに書面によりメールにて通知し、その後郵送にて送付する。

12. その他

(1) 法定外労働災害補償制度への加入について

本協定に基づき災害等に対する緊急的な工事の請負契約を取り交わす場合、その時点において施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(2) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(4) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

(5) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。